

「宮城県対がん協会新がん検診センター建設募金事業」委員会委員名簿

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 委員長 | 下瀬川 徹 | 宮城県対がん協会長 |
| 副委員長 | 鎌田 宏 | 仙台商工会議所会頭 |
| | 佐藤 和宏 | 宮城県医師会長 |
| | 正宗 淳 | 東北大学教授 |
| | 八重樫 伸生 | 東北大学大学院医学系研究科長・医学部長 |
| 委員 | 伊藤 哲也 | 宮城県保健福祉部長 |
| | 氏家 照彦 | 七十七銀行取締役会長 |
| | 石田 孝宣 | 東北大学教授 |
| | 大沼 裕之 | 宮城テレビ放送取締役会長 |
| | 佐藤 吉雄 | 東日本放送特別顧問 |
| | 伊藤 潔 | 東北大学教授 |
| | 三島 卓郎 | 三島法律事務所弁護士 |
| | 五十嵐 信 | 七十七銀行専務取締役 |
| | 今野 薫 | 仙台商工会議所専務理事 |
| | 加藤 勝章 | 宮城県対がん協会がん検診センター所長 |
| | 阿部 洋 | 宮城県対がん協会事務局長 |



宮城県対がん協会新がん検診センター建設募金事業

募金のお願い

2022年7月1日



新がん検診センター完成予想図

公益財団法人 宮城県対がん協会

担当：法人総務課 法人事業係

〒980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目7-30 TEL 022-263-1637 FAX 022-263-1548
E-mail: houjin@miyagi-taigan.or.jp <https://www.miyagi-taigan.or.jp>

公益財団法人 宮城県対がん協会

宮城県対がん協会新がん検診センター建設募金事業委員会

ごあいさつ



公益財団法人 宮城県対がん協会長
宮城県対がん協会新がん検診センター建設募金事業委員会 委員長

下瀬川 徹

宮城県対がん協会は、昭和33年（1958年）初代会長故黒川利雄先生の「対がん運動は早期発見、早期治療の推進を最重点目標とし、患者を待ち受ける医療ではなく、こちらから地域の中に入って行かねばたくさんの命を救うことができない」という崇高な理念のもとに設立されました。

昭和35年（1960年）には胃がん検診を全国に先駆けて開始し、その後、子宮がん、乳がん、大腸がんなどの各種検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に努め、宮城県民の保健福祉の向上に大きく貢献してまいりました。

この間、各種がん検診における対策委員会、診断委員会を発足させ、検診方式、診断方式、診断技術の研究、開発等に努め、今日、なお精度向上を目指し、絶え間ない努力をしております。

こうした宮城県対がん協会の活動を支える拠点として、昭和43年（1968年）、日本で初めてとなる民間のがん検診センターが建てられました。現在は「がん集団検診発祥の地の碑」が建つこの地から、宮城県のみならず日本全国のがん検診センターの歩みが始まりました。

その後、がん検診の普及や検診の多様化による1次検診、2次検診（精密検査）受診者増に対応するため、昭和56年（1981年）に旧がん検診センターの南東に位置する現在の地に移りました。

平成元年（1989年）の三階部分増築、旧がん検診センターからの事務局移設を経て、40年以上の長きにわたり使命を果たしてまいりましたが、老朽化や東日本大震災における建物への損傷に加えて、新しいモダリティやバリアフリー化への対応など時代の要請に応えるべく、このたび、新たながん検診センターの建設に着手することにいたしました。

新しいがん検診センターでは、これまでのがん検診センターの目的や使命を踏まえた上で、1階はがん・生活習慣病健診フロア、2階は消化器内視鏡検診フロア、3階は乳がん・子宮がん検診に対応する女性専用のがん検診フロアとし、それぞれの機能を集約させます。ウィズ・アフターコロナ時代においても、安心・安全に検査を受けられる受診者ファーストの施設環境整備を目的とした次世代型のがん検診センターとして、皆様のご期待に応えられるような施設を目指していく所存です。ぜひ、新がん検診センターの建設・運営にご理解とご賛同をいただきまして、特段のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

実施要項

- 募金の目的** 宮城県対がん協会新がん検診センター建設事業の推進
- 募金目標額** 1億円
- 募金の期間** 2022年7月1日 ~ 2024年3月31日
- 募金の方法** 振込用紙を準備しております。必要事項をご記入の上、ご利用ください。
- 銀行口座名** 公益財団法人 宮城県対がん協会
- 銀行名および口座** 七十七銀行本店（普）5120717
- 免税措置** 当法人は、「特定公益増進法人」であることの認定を宮城県より受けております。お寄せいただきます寄付金は、所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に規定された寄付金として免税措置を受けることができます。

新がん検診センター完成予想図（内部）

総合受付



1階

がん・生活習慣病健診フロア



消化器内視鏡検診フロア



2階

3階

女性専用がん検診フロア

